

令和2年度入学生用

埼玉県立越ヶ谷高等学校

(定時制の課程)

生徒募集要項

〒343-0024

埼玉県越谷市越ヶ谷2788番1

TEL 048-965-3421

FAX 048-960-1184

第1 一般募集

1 募集人員

普通科（共） 80名

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和2年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和2年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 県内に住所又は勤務地を有する者

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

入学選考手数料(950円)として「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

ウ 調査書(様式1)

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの		出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)が提出するもの	
	郵送する場合	持参する場合	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間及び受付時間	令和2年2月14日(金)を配達指定日とすること。	令和2年2月17日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月18日(火)午前9時から正午まで	令和2年2月14日(金)を配達指定日とすること。	令和2年2月17日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月18日(火)午前9時から正午まで
提出先	本校		本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口に持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課長	直接持参する。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」(様式5-2)を2月17日(月)までに投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」(様式5-2)を交付する。		

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
 (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に、「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

- (1) 期間 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和2年2月20日(木)から2月21日(金)まで 受付時間は、2月20日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月21日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続き

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続きをとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

- 6 志願取消し 志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和2年2月28日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。
 (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は、「9 追検査」による。
 (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
 (4) 学力検査会場は、本校とする。
 (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

8 面接

- (1) 実施日 令和2年3月2日(月)に実施する。ただし、「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者には、実施しない。開始時刻は、午前9時とする。

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜において追検査を実施した場合は、令和2年3月4日(水)に実施する。

- (2)方法 個人面接とする。
- (3)内容 本校校長は、学科等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。
- (4)その他 集合時刻・場所等の詳細は学力検査終了後に説明する。
急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

9 追検査

- (1)インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査及び面接が受検できなかった志願者は令和2年3月4日(水)に実施する追検査を受検することができる。
- (2)中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和2年3月2日(月)正午までに本校校長に提出すること。
- (3)本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。
- (4)追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5)「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、3月2日(月)の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、定時制の課程における特別募集においては3月4日(火)に面接を実施する。
- (6)追検査の会場は、本校とする。
- (7)追検査の日程は、「7 学力検査(5)」による。

10 入学許可候補者の発表

- (1)日時・場所・方法

1 日時	令和2年3月9日(月)午前9時	2 場所	本校
3 方法	受検番号を掲示する。本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書(様式7)を入学許可候補者に交付する。		

- (2)入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
- (3)入学許可候補者の受検番号一覧をホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。
- (4)入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

第2 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。募集人員は定めず、選抜要領に従って選抜し、入学許可候補者を決定する。
ただし、この選抜による入学許可候補者は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和2年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先を変更する場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。
なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第1による。

第3 定時制の課程における特別募集

1 募集人員

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1)第1の2の(2)又は(3)に該当し、かつ(4)に該当する者。
- (2)令和2年3月31日現在、19歳以上の者(平成13年4月1日までに生まれた者)

3 出願手続

- (1)出願書類(入学願書、受検票及び志願理由書の用紙は、本校で交付する。)
 - ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)
 - イ 入学選考手数料(第1の3の(1)のイによる。)

ウ 志願理由書(様式11)

エ 中学校卒業証明書

オ 写真1枚(受検票の所定の位置に貼付する。縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可、裏面に氏名を記入しておくこと。)

カ その他、本校校長が指示するもの

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間

令和2年2月17日(月)及び2月18日(火)

受付時間は、2月17日(月)は、午後2時から午後7時まで

2月18日(火)は、午後2時から午後5時までとする。

4 志願先変更

(1) 志願者は、次の期間内において1回に限り、志願先を変更することができる。

令和2年2月20日(木)から2月21日(金)まで

受付時間は、2月20日(木)は、午後2時から午後7時まで

2月21日(金)は、午後2時から午後5時までとする。

(2) 手続は、第1の5による。

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 作文

(1) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。

(2) 令和2年2月28日(金)に実施する。開始時刻は、午前9時25分とする。

7 作文による追検査

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を受検できなかった志願者は令和2年3月4日(水)に実施する作文による追検査を受検することができる。

(2) 作文による追検査は第1の9に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。

7 面接

(1) 面接は個人面接とする。

(2) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。

(3) 令和2年2月28日(金)に実施する。作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和2年3月4日(水)に実施する。

8 入学許可候補者の発表

第1の10(1)、(2)による。

第4 欠員補充

1 実施公示

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、令和2年3月17日(火)から令和2年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和2年3月9日(月)午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

2 出願資格

第1の2に該当する者。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

3 募集人員

第1の1から、転編入学者の募集人員及び一般募集における入学許可候補者数を除いた人員を基本とする。詳細については別に定める。

4 出願手続等

詳細については、本校の欠員補充募集要項に定める。

5 併願

第1の4による。

第5 その他

(1) 私立中学校から出願する場合、県外中学校等から出願する場合、海外の日本人学校等から出願する場合は、出願承認等の手続が必要となるので、事前に、本校まで問い合わせること。

(2) 第1から第4で定めるほかについては、「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。